

# 畜産特別資金利子補給事業に係る 利子補給金請求事務の手引 (令和4年度版)

	頁
1 利子補給契約の締結	1
2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出	
(1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理～共通システム等との関係～	2
(2) 貸付実行報告書の作成と提出	5
(参考1) 大家畜・養豚特別支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入内容	8
(参考2) 畜産特別資金関係コード表	10
(参考3) 利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算	12
3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出	
(1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い	17
(2) 繰上償還	19
(3) 経営中止等	22
(4) 経営改善計画の承認取消	24
(5) 償還猶予等	25
(6) 融資機関合併等	26
4 利子補給金請求書の作成と提出	27
5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出	28
6 事業実績報告書の作成と提出	29
7 帳簿等の整備保管	30
8 利子補給業務に係る年間スケジュール	31
利子補給金請求書の提出時期一覧表	32
9 利子補給実務上のFAQ～信農連等からの照会等より～	38

公益社団法人 中央畜産会

この手引は、「畜産特別支援資金金融通事業実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「畜産特別資金融通事業実施要領」（以下「要領」という。）に基づき請求事務を行う際の手引です。要綱は独立行政法人農畜産業振興機構、要領及び報告様式は当会の各ホームページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

## 1 利子補給契約の締結

項 目	内 容										
内 容	<p>〔利子補給契約の締結〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給契約は、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金など、畜産特別資金が創設された都度、締結します。</li> <li>・融資機関は、畜産特別資金の貸付けを行う前に、利子補給契約を当会と締結する必要があります。</li> <li>・現行の大家畜・養豚特別支援資金は、平成30年度からの対策資金ですので、平成29年度までに畜産特別資金の貸付実行があり契約を締結している融資機関であっても、平成30年度以降に新規貸付を行う場合には新たに利子補給契約を締結する必要があります。</li> </ul>										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、新規に畜産特別資金の貸付けを行う場合には、畜産特別資金利子補給契約締結申込書及び畜産特別資金利子補給契約書について、信農連等（※1）を経由する日数を考慮に入れて、貸付実行日より前に当会に提出してください。</li> <li>・畜産特別資金の貸付けが当該年度はなくとも、今後に見込まれる場合には、契約を締結しておくこともできます。</li> <li>・契約締結済みの農協と契約締結をしていない農協が合併し、名称が契約締結をしていない農協名となった場合には、別紙様式第7号、別紙様式第7号の別添2により貸付実行状況等異動報告書を提出する必要があります（3の（6）融資機関合併等参照）。</li> </ul> <p>※1：要領第1の3の（3）の「信農連等」をいう。以下同様</p>										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様 式</th> <th style="text-align: center;">様式名</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別紙様式第1号</td> <td style="text-align: center;">畜産特別資金利子補給契約締結申込書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">郵送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別紙様式第2号</td> <td style="text-align: center;">畜産特別資金利子補給契約書（2部）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">信農連等進達参考様式</td> <td style="text-align: center;">利子補給契約締結申込書及び契約書について</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）別紙様式第1号及び同2号は、資金ごと、大家畜・養豚の別ごとに作成してください。</p>	様 式	様式名	方法	別紙様式第1号	畜産特別資金利子補給契約締結申込書	郵送	別紙様式第2号	畜産特別資金利子補給契約書（2部）	信農連等進達参考様式	利子補給契約締結申込書及び契約書について
様 式	様式名	方法									
別紙様式第1号	畜産特別資金利子補給契約締結申込書	郵送									
別紙様式第2号	畜産特別資金利子補給契約書（2部）										
信農連等進達参考様式	利子補給契約締結申込書及び契約書について										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、畜産特別資金の貸付けを行うまでに信農連等を経由して会長あて提出します。（融資機関は畜産特別資金を新たに貸付実行する場合、実行日の10日前には当会が受理できるように信農連等を経由して申込書及び契約書を提出してください。）</li> </ul>										

## 2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出

### (1) 融資機関・貸付対象者の登録・管理～共通システム等との関係～

項目	内 容
共通システムと資金利子補給システムとの関係	<p>[共通システムによる管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利子補給には、畜産特別資金・畜産経営維持緊急支援資金・家畜飼料特別支援資金・家畜疾病経営維持資金・畜産経営体質強化支援資金に係るものがあり、これらの資金の融資機関・貸付対象者は、共通システムにより管理しています（下図参照）。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>共通システム</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>融資機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関情報</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>貸付対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象者情報</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>畜産特別資金利子補給システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大家畜経営活性化資金</li> <li>・大家畜経営改善支援資金</li> <li>・養豚経営改善支援資金</li> <li>・大家畜特別支援資金(H20～H24)</li> <li>・養豚特別支援資金(H20～H24)</li> <li>・大家畜特別支援資金（新）(H25～H29)</li> <li>・養豚特別支援資金（新）(H25～H29)</li> <li>・改善緊急支援資金</li> <li>・大家畜特別支援資金（改）(H30～R4)</li> <li>・養豚特別支援資金（改）(H30～R4)</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>畜産経営維持緊急支援資金利子補給システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産経営維持緊急支援資金</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>家畜飼料特別支援資金利子補給システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜飼料特別支援資金</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>家畜疾病経営維持資金利子補給システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜疾病経営維持資金</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>畜産経営体質強化支援資金利子補給システム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産経営体質強化資金</li> </ul> </div> </div> </div>

項目	内 容
融資機関・貸付対象者登録・管理の基本的考え方について	<p><b>[貸付対象者等データの蓄積・管理]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当会では畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、家畜疾病経営維持資金及び畜産経営体质強化支援資金の貸付状況について、共通のデータベースにより管理しています。</li> <li>このため、上記資金の融資機関名、貸付対象者名に係る変更は、貸付表示項目に関する変更を行うとともに、データベースに反映する必要があるので、報告を的確に提出してください。</li> </ul> <p><b>[融資機関]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関コードは、全国銀行協会の統一金融機関コードが基本となっています。</li> <li>融資機関が合併した場合には、畜産特別資金等の償還が終了した場合にあっても報告を提出してください。</li> </ul> <p><b>[貸付対象者]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象者が、経営移譲や法人移行により貸付対象者名が変更されたときには、貸付対象者を変更して利子補給金受領者と整合性をもたせてください。</li> </ul> <p><b>[融資機関・貸付対象者の登録・変更]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関・貸付対象者の変更等報告は畜産特別資金融通事業実施要領に基づき当会に提出することとなっています。</li> </ul> <p><b>[畜産特別資金の貸付対象者登録・同一日の複数案件貸付について]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産特別資金を貸付実行する際、貸付対象者が既往の畜産特別資金等の借入がない新規の場合は、融資機関の貸付対象者コードと同一にしてください。この場合、貸付実行報告書とともに、貸付対象者氏名（変更）入力票も併せ提出してください。</li> <li>また、貸付対象者に畜産特別資金を同一貸付実行日に複数案件を貸し付ける場合には、頭1桁に1から連番にしてください。</li> </ul> <p>例：貸付対象者コードが000000111のとき、同一貸付実行日に2件貸す場合⇒1000000111・2000000111</p>
融資機関・貸付対象者登録・変更の事務処理	<p><b>[当会から信農連等・融資機関への一覧表の送付]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当会は、年度当初に、信農連等に「貸付対象者別貸付残高一覧表」を送付し、信農連等は融資機関にその写しを送付します。</li> </ul>

項目	内 容
	<p><b>〔融資機関の貸付対象者登録・変更〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実行に際し、融資機関は貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者別貸付残高一覧表」により確認してください。</li> <li>・新規貸付先にあっては、別紙様式第7号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」に所要項目（道府県名、融資機関名、ブロック・道府県・振興局・融資機関・貸付対象者各コード、貸付対象者氏名）を記入し、備考欄に新規登録と記載してください。</li> <li>・また、貸付対象者が経営移譲や法人移行している場合には、別紙様式第7号の別添4「貸付対象者の変更について」、貸付対象者コード変更を伴う場合には、別紙様式第7号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」を作成してください。</li> <li>・融資機関が、貸付対象者の経営移譲や法人移行等の事実を把握した際にには、貸付対象者氏名変更、コード変更を伴う場合は貸付対象者氏名変更入力票を作成してください。</li> </ul> <p>※貸付対象者コード変更を伴わない場合も、当該貸付対象者コードを、氏名の後に括弧書きなどにより表示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関が合併した際、貸付残高があり利子補給契約を継承する場合には、別紙様式第7号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）」、残高がない場合には、「融資機関合併について」（様式任意）を作成してください。</li> </ul> <p><b>〔信農連等の審査〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関が本資金を初めて取り扱う場合には、融資機関の登録を指導してください。また、融資機関が合併した際には、融資機関合併に伴う報告の提出を指導してください。</li> <li>・融資機関から提出された貸付実行報告の進達にあたり、貸付対象者が新規先か既往先かを「貸付対象者別貸付残高一覧表」により確認し、報告が適切になされているか精査してください。</li> </ul>

## 2 貸付実行・貸付実行報告書の作成と提出

### (2) 貸付実行報告書の作成と提出

項目	内 容
内 容	<p>〔貸付実行報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大家畜（養豚）特別支援資金利子補給システムのエクセル入力シートセットアップ手順書により、エクセルシステムをインストールしてください。なお、エクセルシステムは当会ホームページからダウンロードしてください。</li><li>・操作手順書に沿って、原本からエクセル入力シートをパソコンにコピーし、貸付対象者別貸付実行表、上乗せ利子補給率内訳表を作成する。原本をコピーする際には、必ず資金別に各年度別にファイルを作成してください。</li></ul> <p>〔貸付実行報告書作成に使うもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・【原本】入力1 貸付実行表.xls（貸付対象者別貸付実行表）</li><li>・【原本】入力2 利子補給内訳表.xls（生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表）</li><li>・畜産特別資金利子補給システム 入力シート 操作手順書 (参考)</li><li>・大家畜・養豚特別支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入内容</li><li>・畜産特別資金関係コード表</li><li>・利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算</li></ul>
留意事項	<p>〔融資機関〕</p> <p>1 貸付実行報告書作成時に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・操作マニュアルを一読して理解してから、貸付対象者別貸付実行表、上乗せ利子補給率内訳表の作成に取り掛かるようにしてください。</li><li>・手順書に従い、配布された原本を必ずコピーしたエクセルシートに入力してください。貸付実行表及び利子補給率内訳表のCSVファイル名をルールに従って入力することなどを遵守してください。</li></ul> <p>2 貸付実行報告書作成後の確認事項（必ずチェックすること）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貸付対象者の氏名、経営コードおよび貸付区分コードは、都道府県知事等の承認を受けた計画の対象者、経営種類、貸付区分と整合していること。</li><li>・貸付対象者は既往の畜特資金借入者が新規かどうか。既往の畜特資金借入者で変更がある場合、提出する別紙様式第7号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票」を作成していること。</li></ul>

項目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一対象者の貸付が同一資金・同一貸付実行日に2本以上の場合、貸付対象者コードの頭1桁は1から連番となっていること。</li> <li>・末端負担利率には、本来負担する利率が記入されていること。</li> <li>・据置期間、償還期間は計画書、借入申込書および借用証書の年数と整合していること。</li> <li>・毎年の償還額については千円単位となっているか、均等償還額計算で生じた千円未満の端数は初回に加算されていること。</li> <li>・借用証書の借用金額を知事の貸付承認額と同額として貸付実行したもの、不要額が生じた（＝借換額が貸付実行額を下回った）場合、提出する別紙様式第7号の別添1「貸付実行状況等異動報告書」を作成していること。</li> <li>・上乗せ利子補給率について、機関ごとの上乗せ利子補給率は正しいこと。</li> </ul> <p><b>3 当会が送付する様式第4号「償還計画額・利子補給額計算書」の確認</b></p> <p>融資機関から提出された貸付実行報告書により作成し送付する「償還計画額・利子補給額計算書」と融資機関の貸付条件の整合性を次の項目について、借用証書、融資機関が作成した償還計画表により確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出力2-1の氏名等に係る整合性 確認項目：貸付対象者氏名、貸付対象者コード、経営の種類</li> <li>・出力2-1の償還計画額に係る整合性 確認項目：貸付実行額、据置期間、償還期間、均等償還額、均等償還額算出時の端数金額の初回への加算、毎年度期首貸付残高</li> <li>・出力2-2の利子補給額に係る整合性 確認項目：経営の種類別・合計の毎年度利子補給額</li> </ul> <p>◎融資機関は、3の「償還計画額・利子補給額計算書」の確認・相違時は正措置をした時点で貸付実行・貸付実行報告書の提出が完結します。</p> <p><b>〔信農連等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関の2の各項目について、融資機関からの報告を道府県知事等からの承認通知等によりチェックし、不備がある項目について融資機関が修正するよう指導してください。</li> </ul>

項目	内 容		
申請様式・申請方法			
	様式	様式名	方法
	別紙様式第3号	畜産特別資金貸付実行状況報告書 (※)	郵送
	〃の別表1	貸付対象者別貸付実行表（エクセルデータ） (大家畜特別支援資金・養豚特別支援資金)用	電子データをメール報告
	〃の別表2	生産者団体等の上乗せ利子補給率等内訳表 (大家畜特別支援資金・養豚特別支援資金)用	
	—	返済計画表（貸付条件、償還計画表）	郵送
提出時期等	<p>◎入力データのチェックを行うため、CSV（出力）データではなく、入力したエクセルファイルのまま提出してください。</p> <p>◎CSV出力は、本会で行います。</p> <p>◎貸付対象者が、新規あるいは変更がある場合は、別紙様式第7号の別添5「貸付対象者変更入力表I」を添付してください。 ・返済計画表を必ず添付してください。</p> <p>・融資機関は、畜産特別資金の貸付日の翌月（貸付日が休日の関係で翌月になった場合は当月）末日までに貸付実行報告書及び電子データを信農連等経由で会長あて提出してください。</p> <p>※信農連等は融資機関報告を別紙様式第14号により当会あて提出してください。</p>		

【参考1】大家畜・養豚特別支援資金貸付対象者別貸付実行表の記入内容

項目	記入内容	備考
・タイトル	・貸付対象者別貸付実行表の（ ）に「令和 <del>3</del> 4」を記入。	
【キーワード部】		
1 資金名	・大家畜特別支援資金または養豚特別支援資金を記入。	選択
2 データ区分	・貸付実行は「1 1」。	固定
3 ブロック	・北海道～沖縄の該当ブロックを記入（後掲コード表参照）。	選択
4 都道府県	・都道府県を記入（後掲コード表参照）。	選択
5 北海道振興局	・総合振興局・振興局を記入 (北海道のみ、後掲コード表参照)。	選択
6 融資機関コード	・中央畜産会に登録済の融資機関コードを数値で記入。	
7 融資機関名称	・融資機関名称は漢字等により記入。	
8 利子補給金計算期間	・12月型または応当日型を記入。	選択
9 貸付実行年月日	・貸付実行年月日を「西暦/月/日」(例：202 <del>12</del> /11/30)により記入。	
10 約定償還日	・日付を「月/日」(例：11/29)により記入。	
【データ部】		
1 処理区分	・当初貸付（＝貸付実行）時は記入不要。	
2 貸付対象者コード	・貸付対象者コードを数値で記入。頭1桁は基本は0（ゼロ）とし、同一貸付実行日に複数案件がある場合のみ、頭1桁に1から連番を記入。次年度以降も同一コードを使用。	
3 貸付対象者氏名	・貸付対象者を漢字等により8文字以内で記入。株式会社、農事組合法人等の場合は名称の前に、株)、農)等を記入。	
4 経営の種類コード	・該当するコード（酪農、肉用牛肥育等）を記入 (後掲コード表を参照のこと)	
5 現地確認頭数	・飼養頭数現地確認書により飼養合計頭数または換算頭数を記入。	

項目	記入内容	備考
6 貸付区分コード	・該当するコード（一般、特認等）を記入。 (コード表参照)	
7 知事等貸付承認額	・当該年度の知事等の貸付承認額を記入。	
8 貸付実行額	・当該年度の貸付実行額を記入。	
9 貸付対象者負担利率	・貸付対象者負担利率を記入。	
10 中央畜産会利子補給率	・中央畜産会利子補給率を記入。	
11 生産者団体等利子補給率・経営改善一般	・生産者団体等利子補給率・経営改善一般を少数点以下3位まで記入。	
12 生産者団体等利子補給率・経営改善特認	・生産者団体等利子補給率・経営改善特認を少数点以下3位まで記入。	
13 生産者団体等利子補給率・経営継承	・生産者団体等利子補給率・経営継承を少数点以下3位まで記入。	
14 貸付金利計	・貸付金利の合計を記入。	自動計算
15 債還期間	・据置期間を含む債還年数を記入。	
16 据置期間	・据置期間を年単位で記入。	
17 他の畜産特別資金の借入	・畜産特別資金の借入の有無について、有りの場合「1」を、無しの場合「0」を記入。または空白とする。	
18 貸付実行額のうち残高借換額	・貸付実行額のうち残高借換した額を記入。	
19 備考		
【その他】 ・2枚以上の場合	・各表毎にキーコード部を必ず記入するとともに、小計を入れ 最後の表には合計を記入。貸付金利は最終枚目の合計欄に最高と最低を記入。	

【参考2】畜産特別資金関係コード表

1 ブロックコード及び都道府県コード

ブロック名	ブロックコード番号	都道府県名	都道府県コード番号	ブロック名	ブロックコード番号	都道府県名	都道府県コード番号
北海道	1	北海道	0 1	近畿	6	滋賀県	2 5
東 北	2	青森県	0 2	中国・四国	7	京都府	2 6
		岩手県	0 3			大阪府	2 7
		宮城県	0 4			兵庫県	2 8
		秋田県	0 5			奈良県	2 9
		山形県	0 6			和歌山县	3 0
		福島県	0 7			鳥取県	3 1
						島根県	3 2
関 東	3	茨城県	0 8	九州	8	岡山県	3 3
		栃木県	0 9			広島県	3 4
		群馬県	1 0			山口県	3 5
		埼玉県	1 1			徳島県	3 6
		千葉県	1 2			香川県	3 7
		東京都	1 3			愛媛県	3 8
		神奈川県	1 4			高知県	3 9
		山梨県	1 9				
		長野県	2 0			福岡県	4 0
		静岡県	2 2			佐賀県	4 1
北 陸	4	新潟県	1 5			長崎県	4 2
		富山県	1 6			熊本県	4 3
		石川県	1 7			大分県	4 4
		福井県	1 8			宮崎県	4 5
東 海	5	岐阜県	2 1		9	鹿児島県	4 6
		愛知県	2 3			沖縄県	4 7
		三重県	2 4				

2 総合振興局・振興局コード（北海道）

振興局名	コード番号	振興局名	コード番号	振興局名	コード番号
石狩	0 1	渡島	0 6	根室	1 1
空知総合	0 2	胆振	0 7	オホーツク総合	1 2
上川総合	0 3	日高	0 8	宗谷総合	1 3
後志	0 4	十勝総合	0 9	留萌	1 4
檜山	0 5	釧路総合	1 0		

### 3 利子補給金計算期間コード

貸付区分	コード番号
12月型	1
応当日型	2

### 4 経営の種類コード

#### (1) 大家畜

経営の種類	コード番号
酪農経営	10
肉用牛繁殖経営	21
肉専用種肥育経営（一貫含む）	22
乳用種肥育経営	23
乳用種哺育育成経営	24

#### (2) 養豚

経営の種類	コード番号
繁殖経営	31
一貫経営	32
肥育経営	33

### 5 貸付区分コード

貸付区分	コード番号
経営改善一般	1
経営改善特認	2
経営継承	3
残高借換	4

※改善緊急支援資金の貸付区分コードは「1」です。

### 6 異動理由

コード	1	2	3	4	5	6
繰上償還 理由	借換 (畜特)	借換 (農協等)	全償請求 代位弁済	資産処分 (経営継 続)	資産処分 (経営中 止)	期限利益 喪失登録

※異動理由が代位弁済（3）の場合、基金協会の融資機関に対する保証履行通知、営農継続を示す資料（売上精算書等）を併せ提出すること。

【参考3】利子補給金計算期間、毎回償還額・利子補給金額の計算

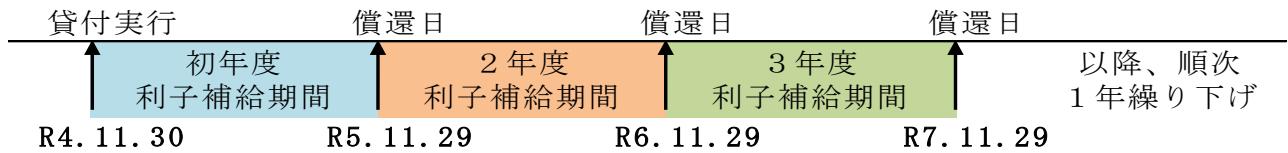
項目	内 容
利子補給金 計算期間	<p>〔利子補給金計算期間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利子補給金は、貸付資金ごとに毎年1回交付しますが、この利子補給金の計算期間の基礎となる期間が「利子補給金計算期間」で、その始期と終期の区別により応当日型と12月型の2つに分かれます。</li> </ul> <p>【応当日型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、貸付応当日から翌年度の貸付応当日の前日までが計算期間となります。</li> <li>また、貸付応当日の前日以外の日を約定償還日と定めている県にあっては、当該約定日の翌日から翌年度の約定償還日までが計算期間となります。ただし、初年度は、貸付実行日から翌年度の約定償還日までが計算期間となります。</li> </ul> <p>【12月型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、1月1日から12月31日までが計算期間となります。ただし、初年度（貸付実行年）は、貸付実行日からその年の12月31日まで、また、最終年度は最終年の1月1日からその年の貸付応当日の前日（貸付応当日の前日以外の日を約定償還日に定めた時は当該約定償還日）までとなります。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>利子補給計算期間が貸付年度、融資機関ごとに区々になることは、利子補給金関係事務が繁雑になりますので、これを回避する観点から関係機関が協議して利子補給請求方式（12月型又は応当日型）と約定償還日を統一することが望ましいと考えます。</li> <li>例えば、約定償還日は原則として貸付応当日の前日となりますが、各年度の貸付実行日を11月30日としている場合であって、営業日との関係で翌日以降の貸付実行日になった場合には、約定償還日を1年以内の11月29日に設定するような方法が考えられます。</li> <li>この場合の応当日型の計算期間は、上記【応当日型】の2ポツにあるように、初年度は貸付実行日から約定償還日まで、翌年度以降は約定償還日の翌日から次の約定償還日までが計算期間となります。</li> </ul>

## 利子補給計算期間例

貸付実行日 R4. 11. 30 約定償還日 毎年11月29日

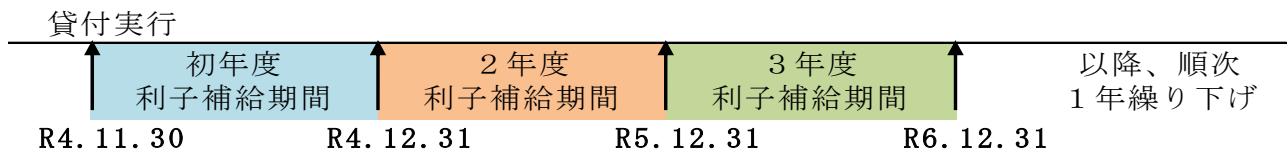
【応当日型】：利子補給終期日 = 債還日

初年度	2 年度	3 年度
始期	始期	始期
終期	終期	終期
R4. 11. 30	R5. 11. 30	R6. 11. 30
R5. 11. 29	R6. 11. 29	R7. 11. 29



【12月型】：利子補給終期日 = 12月31日

初年度	2 年度	3 年度
始期	始期	始期
終期	終期	終期
R4. 11. 30	R4. 12. 31	R5. 12. 31
R4. 12. 31	R5. 12. 31	R6. 12. 31



項目	内 容
償還回数	<p>[償還回数]</p> <p>・ 債還回数 = 債還期間 - 据置期間</p>
毎回償還回数の算出	<p>[毎回償還額の償還方法]</p> <p>1 元金均等償還</p> <p>2 約定償還は年1回（年賦償還）</p> <p>3 1の均等償還額に千円未満の端数がある時はこれを切り捨てて初年度の償還額に加算する。</p> <p>4 また、繰上償還があった場合は、繰上償還日の翌日の貸付残高について上記に準じて処理することとしており、それぞれ次の算式による金額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てて初年度の償還額に加算する。）を毎年度の償還額とします。</p>

#### 貸付実行時の計算例

貸付実行日	貸付額	償還期間	据置期間
R4. 11. 30	50,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	償還額	償還後残高
R5		50,000,000	0	50,000,000
R6		50,000,000	0	50,000,000
R7		50,000,000	0	50,000,000
R8	1	50,000,000	4,174,000	45,826,000
R9	2	45,826,000	4,166,000	41,660,000
R10	3	41,660,000	4,166,000	37,494,000
Σ	Σ	Σ	Σ	Σ
R18	11	8,332,000	4,166,000	4,166,000
R19	12	4,166,000	4,166,000	0

#### 一部繰上償還時の計算例

貸付残高	繰上償還日	繰上償還額	償還期間	据置期間
50,000,000	R10. 3. 30	10,000,000	15	3

年度	返済回数	期首残高	繰上償還額	償還額	償還後残高
R5		50,000,000			50,000,000
R6		50,000,000			50,000,000
R7		50,000,000			50,000,000
R8	1	50,000,000		4,174,000	45,826,000
R9	2	45,826,000		4,166,000	41,660,000
R10	3	41,660,000	10,000,000	3,166,000	28,494,000
R11	4	28,494,000		3,166,000	25,328,000
R19	12	3,166,000		3,166,000	0

項目	内 容								
利子補給額の算出	<p>[利子補給額の算出]</p> <p>1 融資機関の利子補給額は、各利子補給金計算期間別に（大家畜・養豚資金の場合は借入者の経営の種類及び貸付区分（一般、特認、残高借換及び経営継承）ごとに）貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じた額（円未満切捨）の合計額が各年度の利子補給額となります。</p> <p>2 貸付平均残高は、利子補給金計算期間中の貸付残高の総和を平年、閏年とも365で除した額です。また、この場合、融資機関で約定償還金が延滞していても償還されたものとして利子補給額を計算します。なお、閏年の貸付残高の総和は366日の計算となります。</p> <p>3 貸付平均残高の計算基礎とする貸付残高は次の（1）から（6）により計算します。</p> <p>(1) 約定償還額は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出します。</p> <p>(2) 約定償還日及び繰上償還日当日の貸付残高は、償還前の残高となります。</p> <p>(3) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日となった場合、民法第412条の規定では、翌営業日の償還でよいことになっていますが、利子補給金の計算上は、約定償還日に償還があったものとして算出します。</p> <p>(4) 対象外貸付額は、貸付当初から貸付がなかったものとして貸付実行日からその額を減額します。</p> <p>(5) 経営を中止した場合は、経営中止日の翌日から利子補給金の交付を停止するので経営中止日の貸付残高で利子補給金額を計算します。なお、継続確認申請を提出して承認を受けた場合は、引き続き利子補給金の交付対象になります。</p> <p>(6) 計画の承認の取り消しの場合は、取消認定日から利子補給金の交付を停止するので取消認定日の前日までの利子補給金を計算し、取消認定日以降は交付しない取り扱いとなります。</p> <p>[貸付実行時の計算例による利子補給額の算出]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付実行額</th> <th>貸付実行日</th> <th>償還期間 (うち据置期間)</th> <th>約定 償還日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000千円</td> <td>R4.11.30</td> <td>15年（3年）</td> <td>11.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸付区分；特認、利子補給率；1.01%</p> <p>※上述の例は、融資機関の取扱いが1件の場合です。取扱いが複数ある場合には、複数件の合計に対して積数を算出し、それに利子補給率を乗じて、利子補給額を算出します。</p>	貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日	50,000千円	R4.11.30	15年（3年）	11.29
貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定 償還日						
50,000千円	R4.11.30	15年（3年）	11.29						

項目	内 容
	<p>[応当日型の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R4.11.30 実行に係る R4.11.30～R5.11.29 間の利子補給請求は R6 年 1 月提出（請求期限：R6.1.31）</li> </ul> <p>利子補給額 = 積数（期首残高 × 始期～終期迄日数）× 利子補給率 ÷ 365  <math>505,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 千円} \times 365 \times 1.01\% \div 365</math></p> <p>[12月型の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R4.11.30 実行に係る R4.11.30～R4.12.31 間の利子補給請求書は R5 年 2 月提出（請求期限：R5.2.28）</li> </ul> <p>利子補給金 = 積数（期首残高 × 始期～終期迄日数）× 利子補給率 ÷ 365  <math>44,273 \text{ 円} = 50,000 \text{ 千円} \times 32 \times 1.01\% \div 365</math></p>

#### 利子補給額の算出例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	貸付区分	利子補給率
50,000 千円	R4.11.30	15年（3年）	11.29	特認	1.01%

#### 【応当日型の場合】

回数	実行日・約定日	貸付実行額	約定償還額	貸付残高	利子補給額
	R4.11.30	50,000 千円		50,000 千円	円
1	R5.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
2	R6.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
3	R7.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
4	R8.11.29		4,174 千円	45,826 千円	505,000 円
5	R9.11.29		4,166 千円	41,660 千円	462,842 円
6	R10.11.29		4,166 千円	37,494 千円	420,766 円
7	R11.11.29		4,166 千円	33,328 千円	378,689 円
8	R12.11.29		4,166 千円	29,162 千円	336,612 円
9	R13.11.29		4,166 千円	24,996 千円	294,536 円
10	R14.11.29		4,166 千円	20,830 千円	252,459 円
11	R15.11.29		4,166 千円	16,664 千円	210,383 円
12	R16.11.29		4,166 千円	12,498 千円	168,306 円
13	R17.11.29		4,166 千円	8,332 千円	126,229 円
14	R18.11.29		4,166 千円	4,166 千円	84,153 円
15	R19.11.29		4,166 千円	0 千円	42,076 円

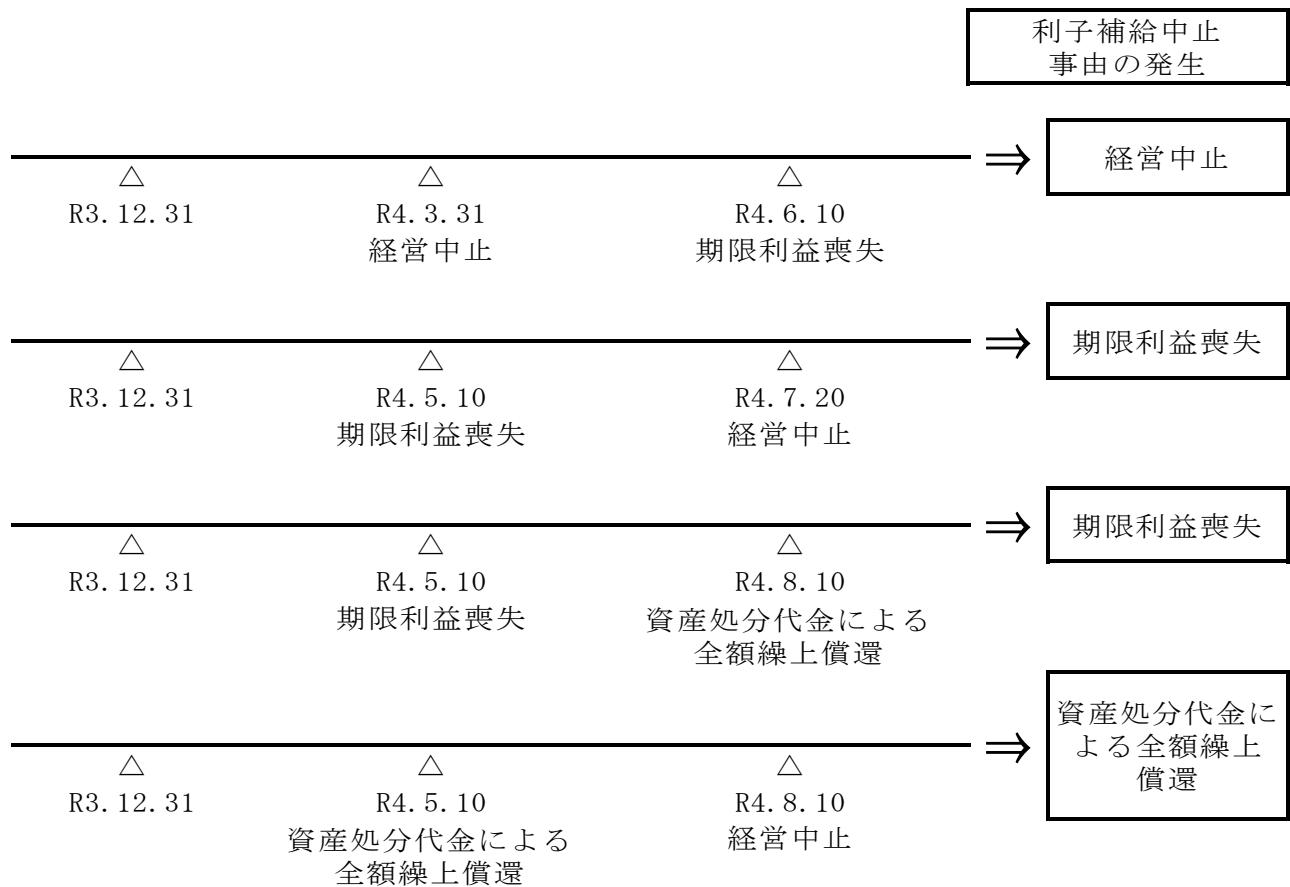
#### 【12月型の場合】

回数	実行日・約定日	貸付実行額	約定償還額	貸付残高	利子補給額
	R4.11.30	50,000 千円		50,000 千円	44,273 円
1	R5.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
2	R6.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
3	R7.11.29		千円	50,000 千円	505,000 円
4	R8.11.29		4,174 千円	45,826 千円	501,304 円
5	R9.11.29		4,166 千円	41,660 千円	460,421 円
6	R10.11.29		4,166 千円	37,494 千円	417,077 円
7	R11.11.29		4,166 千円	33,328 千円	375,000 円
8	R12.11.29		4,166 千円	29,162 千円	332,923 円
9	R13.11.29		4,166 千円	24,996 千円	291,654 円
10	R14.11.29		4,166 千円	20,830 千円	248,770 円
11	R15.11.29		4,166 千円	16,664 千円	206,694 円
12	R16.11.29		4,166 千円	12,498 千円	164,617 円
13	R17.11.29		4,166 千円	8,332 千円	122,886 円
14	R18.11.29		4,166 千円	4,166 千円	80,464 円
15	R19.11.29		4,166 千円	0 千円	38,387 円

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (1) 報告の種類、期限の利益喪失の取扱い

項目	内 容
内 容	<p>〔期限の利益を喪失させた場合に係る異動報告の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関が借入者に対して期限の利益を喪失させた場合に係る異動報告の取扱いについて、期限の利益喪失、経営中止等との関係を時間軸で示すと下表のようになります。</li> </ul> <p>〔期限の利益喪失に係る貸付実行状況等異動報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関が借入者に全額繰上償還請求して期限の利益を喪失させた場合は、期限の利益喪失日を異動日とする報告を作成してください。</li> </ul>



項目	内 容									
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金を適正に交付するためには、利子補給対象期間を明確にする必要がありますので、期限利益喪失、経営中止等は時間軸からみて適用するものを的確に把握して異動報告を提出するよう、特にご留意ください。</li> <li>・全額繰上償還請求に伴う期限利益喪失に係る異動報告の繰上償還コードは「6」です（11頁参照）。</li> </ul>									
根 拠	<p>1 利子補給金の計算対象貸付残高については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 約定償還分については、約定償還日に償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして翌日の貸付残高から減額する</li> <li>② 繰上償還については、繰上償還された日の翌日の貸付残高から減額する</li> </ol> <p>こととなっており、融資機関が期限の利益を喪失させた場合においては、これら扱いに準じることとして、期限の利益喪失日の翌日から当該分について利子補給しないことを明確にするものです。</p> <p>2 したがって、異動報告の異動発生年月日を期限の利益喪失日とすることとし、これに伴う利子補給額異動修正計算表においては、その翌日から当該分が除外されることとなります。</p>									
報告様式・報告方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th> <th>様式名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第7号</td> <td>           畜産特別資金（〇〇資金）貸付実行状況等異動報告書            （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点での経営を行っていたことを証明する資料等））         </td> <td>郵送</td> </tr> <tr> <td>〃の別添1</td> <td>資金貸付実行状況等異動表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第7号	畜産特別資金（〇〇資金）貸付実行状況等異動報告書 （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点での経営を行っていたことを証明する資料等））	郵送	〃の別添1	資金貸付実行状況等異動表	
様 式	様式名	方法								
別紙様式第7号	畜産特別資金（〇〇資金）貸付実行状況等異動報告書 （全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）を示す資料添付（催告書写し、証書貸付金取引履歴照会〔期限利益喪失登録起算日を示すものなど〕、期限利益喪失時点での経営を行っていたことを証明する資料等））	郵送								
〃の別添1	資金貸付実行状況等異動表									
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、異動が生じた都度、速やかに異動報告書及び別添1の異動表を作成し、信農連等を経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>									

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (2) 繰上償還

項目	内 容
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上償還がなされた場合、その後の約定償還は、繰上償還日の翌日の貸付残高を残存約定償還回数で除して、新たに償還計画額及び利子補給額を設定します（別表参照）</li> <li>・貸付実行状況等異動表の備考欄に、内入れの場合は「内入れ」と、早期償還の場合は「早期償還」と、繰上償還に併せて償還期間の短縮を行う場合は「期間短縮〇年」と各々記入してください。</li> <li>・約定償還日に約定償還と繰上償還を併せて行った場合の処理は、約定償還の処理後に、約定償還後の貸付残高について繰上償還の異動処理を行います。異動報告書の繰上償還額は、当該約定償還日の償還額（約定償還額と繰上償還額との合計額）ではなく、繰上償還額のみを計上してください。</li> <li>・令和4年度貸付に係る借換対象となる畜産特別支援資金の負債については、貸付実行後、貸付実行状況等異動報告書を速やかに提出してください。</li> <li>・異動理由が資金余剰以外の場合には、繰上償還のその他欄に【参考2】の6の中から該当するコードを記入してください（11頁参照）。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○繰上償還 ⇄ 約定償還以外の任意の償還（全額・一部）</li> <li>○内入れ ⇄ 約定償還額の全額または一部に係る約定償還日前の償還（期日前償還）</li> <li>○早期償還 ⇄ 当年度及び次年度以降分の約定償還額の全額または一部に係る償還（当年度及び次年度以降分の期日前償還）</li> </ul> <p>（注）繰上償還、内入れ、早期償還については、次頁を参照してください。</p> </div>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金が約定償還額の内入れなどであるものを単に繰上償還として異動報告書を提出すると、借入者は当該約定償還日に内入額のほかに、新たに設定された約定償還額の償還額を償還することとなりますので、一部繰上償還、内入れ、早期償還かを借入者の意向を的確に反映して報告するよう、特にご留意ください。</li> <li>・償還期間の短縮については、繰上償還額を約定償還額で除して短縮年を算出しますので繰上償還額は約定償還額を上回る必要があります。なお、当該金額充当後の貸付残高を短縮後の残存約定償還回数で除して新しい約定償還額（均等償還額）を設定します。</li> </ul>

項目	内 容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上償還にあっては、繰上償還後の返済計画表を必ず添付してください。</li> <li>・協会代弁による全額繰上償還にあっては、借入者の牛の飼養状況を確認したうえ、飼養の場合は代弁履行日に全償となるので、異動報告に協会の代弁履行通知、借入者の生乳又は肉牛出荷を確認できるものを添付してください。※飼養無の場合、経営中止処理とします。</li> </ul>		
報告様式・報告方法	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第7号	畜産特別資金（〇〇資金）貸付実行状況等異動報告書  (繰上償還日、繰上償還額、繰上償還前後の貸付金残高が把握できる資料〔証書貸付金照会 取引履歴照会など〕を添付)  (全額繰上償還以外の繰上償還にあっては、繰上償還後の返済計画表を添付すること)	郵送
〃 の別添1 資金貸付実行状況等異動表			
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、異動が生じた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添1の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>		

#### 【参考】繰上償還、内入れ、早期償還

区 分	内 容	参 考 (処理後約定償還額)
繰上償還	約定償還額とは別に資金余剰等を充て繰り上げて償還するもの	約定償還額が変更
内入れ	約定償還額の全額または一部を当年度期日までに償還するもの	約定償還額に変更無
早期償還	次年度以降の償還額分も早期に繰り上げて償還するものの。但し、償還期間が短縮されるものではない	約定償還額に変更無

(例)

貸付実行日 R3. 11. 30 貸付実行額 10,000 千円 約定償還額 2,000 千円

償還期間 5 年 約定償還日 11. 29

⇒R4. 10. 10 に 3,000 千円償還があった場合の毎年度約定償還額は次のとおりとなります。

(単位 ; 千円)

区分	R4. 11. 29	R5. 11. 29	R6. 11. 29	R7. 11. 29	R8. 11. 29
繰上償還 (注 1)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
内入れ (注 2)	処理不能				
早期償還 (注 3)	0	1,000	2,000	2,000	2,000

(注 1) 一部繰上償還 (3,000 千円) 処理後に再計算し毎年度約定償還額は 1,400 千円となります。

(注 2) 債還額 3,000 千円は約定償還額を超えてるので、内入れ処理はできません。内入れ処理は約定償還額の範囲内となります。この例では 2,000 千円まで可能です。

(注 3) R4. 10. 10 に R4. 11. 29 分、R5. 11. 29 分の一部が入金されていますので、R4. 11. 29 の約定償還額はゼロ、R5. 11. 29 は 1,000 千円、R6. 11. 29 以降は 2,000 千円となります。早期償還は最終年度分まで可能ですが、全て早期償還すると全額繰上償還と同じことになります。

#### 【別表】

繰上償還 (約定償還以外の任意の償還) の例

貸付実行額	貸付実行日	償還期間 (うち据置期間)	約定償還日	貸付区分	繰上償還日	繰上償還額
8,000 千円	R4. 11. 30	15 年 (3 年)	11. 29	特認	R8. 1. 10	500 千円

回数	実行日・約定日	貸付実行額	当初		繰上償還後	
			約定償還額	貸付残高	約定償還額	約定償還額
	R4. 11. 30	8,000 千円		8,000 千円		
1	R5. 11. 29		千円	8,000 千円	千円	千円
2	R6. 11. 29		千円	8,000 千円	千円	千円
3	R7. 11. 29		千円	8,000 千円	※ 500 千円	7,500 千円
4	R8. 11. 29		674 千円	7,326 千円	625 千円	6,875 千円
5	R9. 11. 29		666 千円	6,660 千円	625 千円	6,250 千円
6	R10. 11. 29		666 千円	5,994 千円	625 千円	5,625 千円
7	R11. 11. 29		666 千円	5,328 千円	625 千円	5,000 千円
8	R12. 11. 29		666 千円	4,662 千円	625 千円	4,375 千円
9	R13. 11. 29		666 千円	3,996 千円	625 千円	3,750 千円
10	R14. 11. 29		666 千円	3,330 千円	625 千円	3,125 千円
11	R15. 11. 29		666 千円	2,664 千円	625 千円	2,500 千円
12	R16. 11. 29		666 千円	1,998 千円	625 千円	1,875 千円
13	R17. 11. 29		666 千円	1,332 千円	625 千円	1,250 千円
14	R18. 11. 29		666 千円	666 千円	625 千円	625 千円
15	R19. 11. 29		666 千円	0 千円	625 千円	0 千円

#### 1. 貸付実行時

貸付実行額を償還回数で除した額（千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額をその初年度に加算する。）が年度ごとの均等償還額となる。

#### 2. 繰上償還時

償還後の貸付残高を繰上償還以降に到来する約定償還回数で割り切った額（千円未満の端数を生じる場合には、その端数金額をその初年度に加算する。）が、繰上償還後の約定償還額となる。

この例において、R8. 1. 10 の繰上償還が約定償還の内入れであるのに、繰上償還として異動報告書を提出すると、R8. 11. 29 の約定日の償還額は内入れを控除した残額の償還とならず、約定償還額は上で示した 625 千円の償還となるので、内入れか繰上償還かを充分確認してください。

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (3) 経営中止等

項目	内 容
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書・借入者経営中止状況報告書の作成〕</p> <p>経営中止があった場合の異動報告書は、「借入者経営中止状況報告書」の継続確認申請の有無により、次のとおり提出することとなります。</p> <p>○継続確認申請がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経営中止日が異動発生日となり、以後の利子補給金は交付停止されますので、借入者経営中止状況報告書の継続確認申請欄に「無」と記して異動報告書とともに提出します。</li><li>・経営中止日がわかる資料（生乳、肉牛の売上に係る精算書等で中止日がわかるもの）を添付してください。</li></ul> <p>○継続確認申請がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経営中止があった場合、融資機関は、借入者経営中止状況報告書に継続確認申請欄に「有」と記入して利子補給継続確認申請書とともに信農連等を通して県に提出し、確認を受けます。また、県は継続確認申請を承認したときには、承認したことを中心畜産会に通知します。 なお、当面、継続確認申請がある場合であっても、利子補給事務の適正化を図る観点から、経営を中止した際には速やかに「借入者経営中止状況報告書」を当会に提出してください。</li><li>・この場合の利子補給継続確認申請事由が「経営主の事故等の不測の事態の発生により経営中止せざるを得ない場合」あるいは「経営の転換により経営の安定を図ろうとする場合」は、経営中止日の翌年の経営中止応当日まで、「資産を処分し借入金の返済に充てる場合」は、営農に係る資産の最終処分の日（経営中止日の翌年の経営中止応当日までが限度）まで、それぞれ利子補給金の交付が認められます。申請事由により「経営中止日の翌年の経営中止応当日」または「営農に係る資産の最終処分の日」のいずれかが異動発生日になります。</li><li>・この異動発生日が到来した時は、異動報告書に「継続確認申請書の写し」、「利子補給金の交付停止日の到来について」及び「資産処分に係る契約書等、償還額、入金日がわかるもの（資産処分等の場合）」を添付して当会に速やかに提出してください。</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続確認申請は、上記のとおり社会通念上から妥当と判断されるものに適用されることに留意してください。</li></ul>

項目	内 容		
提出様式・報告方法	【継続確認申請がない場合】		
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 6 号	畜産特別資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日に おける証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送
	別紙様式第 7 号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	
	〃 の別添 1	資金貸付実行状況等異動表	
【継続確認申請がある場合】			
	様 式	様 式 名	方法
	別紙様式第 6 号	畜産特別資金借入者経営中止状況報告書 (経営中止日を証明する資料、経営中止日に おける証書貸付金取引履歴照会を添付)	郵送
		利子補給金の交付停止日の到来について	
	別紙様式第 7 号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	
	〃 の別添 1	資金貸付実行状況等異動表	
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関は、経営中止等の異動が生じた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添 1 の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の 30 日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。</li> <li>信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>		

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (4) 経営改善計画の承認取消

項目	内 容																	
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書の作成〕</p> <p>経営改善計画の承認取消しがあった場合、貸付実行状況等異動報告書を作成します。なお、異動日は計画の承認取消日の前日となります。</p>																	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、経営改善計画の承認取消を行うに当たり、審査委員会の意見を聴取している場合は、畜産特別資金借入者承認取消報告書に当該委員会の議事録を添付して会長あて提出してください。</li> <li>融資機関が経営改善計画の承認取消よりも前に借入者に期限の利益を喪失させている場合には、全額繰上償還請求期限（＝期限到来日）が異動日となります。</li> <li>融資機関は、都道府県から経営改善計画の承認取消の通知を受けた場合には、畜産特別資金貸付実行状況等異動表の備考欄にその旨を記述して会長あて提出してください。</li> <li>融資機関は、経営改善計画の承認取消の理由を説明できる書類を整備しておくことに留意してください。</li> </ul>																	
報告様式・報告方法	<p>【道府県⇒中央畜産会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th><th>様 式 名</th><th>方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第5号</td><td>畜産特別資金借入者承認取消報告書</td><td>郵送</td></tr> </tbody> </table> <p>【融資機関⇒（信農連等）⇒中央畜産会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th><th>様 式 名</th><th>方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第7号</td><td>畜産特別資金貸付実行状況等異動通知書</td><td rowspan="2">郵送</td></tr> <tr> <td>〃 の別添1</td><td>資金貸付実行状況等異動表</td></tr> <tr> <td>別添</td><td>           承認取消内容            • 稟議時等に作成したものなど、既存資料の写しを添付してください            • 併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書            貸付金取引履歴照会を添付してください。         </td><td></td></tr> </tbody> </table>	様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第5号	畜産特別資金借入者承認取消報告書	郵送	様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動通知書	郵送	〃 の別添1	資金貸付実行状況等異動表	別添	承認取消内容 • 稟議時等に作成したものなど、既存資料の写しを添付してください • 併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書 貸付金取引履歴照会を添付してください。	
様 式	様 式 名	方 法																
別紙様式第5号	畜産特別資金借入者承認取消報告書	郵送																
様 式	様 式 名	方 法																
別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動通知書	郵送																
〃 の別添1	資金貸付実行状況等異動表																	
別添	承認取消内容 • 稟議時等に作成したものなど、既存資料の写しを添付してください • 併せ、承認取消時点の貸付残高がわかる証書 貸付金取引履歴照会を添付してください。																	
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関は、道府県から経営改善承認取消の連絡を受けた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添1の異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。</li> <li>信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>																	

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (5) 償還猶予等

項目	内 容											
内 容	<p>〔貸付実行状況等異動報告書・償還猶予等異動表の作成〕</p> <p>償還期限の延長や据置期間の延長、中間据置の設定といった償還猶予等措置が講じられた場合、償還猶予等異動表を作成してください。</p>											
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、事前に借入者や融資機関から相談を受け、経営状況を確認した上で、新規貸付と同様に、変更した経営改善計画等について融資機関を通じて提出を受け、審査会を経て承認する必要があります。</li> </ul>											
報告様式・報告方法	<p>【融資機関⇒（信農連等）⇒中央畜産会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th> <th>様 式 名</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第7号</td> <td>畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td rowspan="2">郵送</td> </tr> <tr> <td>〃の別添6</td> <td>償還猶予等異動表</td> </tr> <tr> <td>信農連等進達参考</td> <td>畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様 式 名	方法	別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	郵送	〃の別添6	償還猶予等異動表	信農連等進達参考	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	
様 式	様 式 名	方法										
別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	郵送										
〃の別添6	償還猶予等異動表											
信農連等進達参考	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書											
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関は、道府県から経営改善計画承認の連絡を受けた都度、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添6の償還猶予等異動表を会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。</li> <li>信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>											

### 3 貸付実行状況等異動報告書の作成と提出

#### (6) 融資機関合併等

項目	内 容																
内 容	<p>[貸付実行状況等異動報告書の作成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関、畜特資金借入者に変更があった場合、貸付けの表示項目に関するデータを変更する必要がありますので、変更の都度、当会に報告してください。特に、畜特資金借入者と利子補給対象者は常に整合しておく必要があります。</li> <li>報告様式と変更内容の目安は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告様式</th><th>変更内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7号の別添2</td><td>融資機関合併（畜特資金残高を継承）</td></tr> <tr> <td>任意様式</td><td>〃（被合併融資機関に残高無の場合）</td></tr> <tr> <td>第7号の別添3</td><td>事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更</td></tr> <tr> <td>第7号の別添4</td><td>経営移譲、組織変更等による借入者氏名の変更、コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要</td></tr> <tr> <td>第7号の別添5</td><td>借入者のコード変更</td></tr> </tbody> </table>	報告様式	変更内容	第7号の別添2	融資機関合併（畜特資金残高を継承）	任意様式	〃（被合併融資機関に残高無の場合）	第7号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更	第7号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者氏名の変更、コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要	第7号の別添5	借入者のコード変更				
報告様式	変更内容																
第7号の別添2	融資機関合併（畜特資金残高を継承）																
任意様式	〃（被合併融資機関に残高無の場合）																
第7号の別添3	事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コード変更、当該変更に伴う借入者コード変更																
第7号の別添4	経営移譲、組織変更等による借入者氏名の変更、コード変更を伴う場合は別添5の報告も必要																
第7号の別添5	借入者のコード変更																
留意事項	<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当会では畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、家畜疾病経営維持資金等畜産関係資金の融資機関、借入者等を共通のデータベースにより、過去からのデータとリンクさせてデータを蓄積・管理しています。このため、融資機関、借入者に関する変更については、当会に報告するようにしてください。</li> </ul>																
報告様式・報告方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様 式</th><th>様 式 名</th><th>方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第7号</td><td>畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書</td><td rowspan="6">郵送</td></tr> <tr> <td>〃の別添2</td><td>合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）</td></tr> <tr> <td>〃の別添3</td><td>利子補給事業融資機関コード等変更入力票I</td></tr> <tr> <td>〃の別添4</td><td>資金貸付対象者氏名の変更について</td></tr> <tr> <td>〃の別添5</td><td>貸付対象者氏名変更入力票I</td></tr> <tr> <td>信農連等進達参考</td><td>畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書</td></tr> </tbody> </table>	様 式	様 式 名	方 法	別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	郵送	〃の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）	〃の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票I	〃の別添4	資金貸付対象者氏名の変更について	〃の別添5	貸付対象者氏名変更入力票I	信農連等進達参考	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書
様 式	様 式 名	方 法															
別紙様式第7号	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書	郵送															
〃の別添2	合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）																
〃の別添3	利子補給事業融資機関コード等変更入力票I																
〃の別添4	資金貸付対象者氏名の変更について																
〃の別添5	貸付対象者氏名変更入力票I																
信農連等進達参考	畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書																
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関は、合併、事業譲渡、債権譲渡等による融資機関コードを変更した場合、畜特資金借入者が経営移譲、組織変更等により変更された場合、信農連等を経由して速やかに異動報告書及び別添2から5の報告を会長あて提出してください。</li> <li>信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>																

#### 4 利子補給金請求書の作成と提出

項目	内 容												
内 容	<p><b>〔利子補給金請求書の作成〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金請求書は、畜産特別資金ごと（大家畜経営活性化資金、改善緊急支援資金等資金ごと）、請求提出期限ごとに作成してください。</li> <li>・利子補給金請求書の作成に当たっては、中央畜産会から送付された利子補給額計算書又は利子補給額異動修正計算書に基づき作成してください。</li> </ul>												
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金の請求額に関する異動報告については、利子補給金の計算対象期間の経過後30日以内に当会が受理できるようにしてください。</li> <li>・なお、当会での受理が著しく遅延した異動報告書については、期間内の電算処理による修正が不可能なため、当該計算期間に係る異動前の利子補給金を交付した後、修正処理を行うこととなり、この場合、返還金を伴う異動処理になります。したがって、融資機関は、内部部署での連絡・連携を行い、繰上償還・経営中止等の報告を的確に処理するとともに、計算対象期間直後に全貸付対象者について残高確認、異動の有無、報告漏れがないかを点検して当会あて適切な報告をしてください。</li> <li>・利子補給金請求書については、信農連等を経由する日数を考慮に入れて提出期限までに提出してください。</li> </ul>												
報告様式・報告方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">様式</th> <th style="width: 33%;">様式名</th> <th style="width: 33%;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙様式第9号</td> <td>畜産特別資金利子補給金請求書</td> <td rowspan="4">郵送</td> </tr> <tr> <td>〃の別添</td> <td>利子補給金請求に係る事務チェック表</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第10号</td> <td>畜産特別資金約定償還額の償還状況報告書</td> </tr> <tr> <td>別紙様式第15号</td> <td>畜産特別資金利子補給金請求書（委託機関用）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：畜産特別資金約定償還額の償還状況報告書は次の5参照</p>	様式	様式名	方法	別紙様式第9号	畜産特別資金利子補給金請求書	郵送	〃の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表	別紙様式第10号	畜産特別資金約定償還額の償還状況報告書	別紙様式第15号	畜産特別資金利子補給金請求書（委託機関用）
様式	様式名	方法											
別紙様式第9号	畜産特別資金利子補給金請求書	郵送											
〃の別添	利子補給金請求に係る事務チェック表												
別紙様式第10号	畜産特別資金約定償還額の償還状況報告書												
別紙様式第15号	畜産特別資金利子補給金請求書（委託機関用）												
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資機関は、〔別紙〕利子補給金請求書提出時期一覧表にある期日までに信農連等を経由して会長あて提出してください。</li> <li>・なお、異動報告については、異動が生じた都度、速やかに異動報告等を信農連等経由して会長あて提出、利子補給金額修正分は利子補給請求書提出期限の30日前までに中央畜産会に到着するよう提出してください。 (異動報告については、3の(1)から(6)参照)</li> <li>・信農連等は融資機関報告を公文により会長あて提出してください。</li> </ul>												

## 5 約定償還額の償還状況報告書の作成と提出

項 目	内 容
内 容	<p>〔畜産特別資金（〇〇資金）約定償還額の償還状況報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本報告書は、当該年度の期末（約定償還日）に貸付残高のある借入者について貸付年度別に纏めて作成してください。</li> <li>・当期約定償還額欄には、当該年度に約定されている償還額を延滞の有無に関係なく記入してください。なお、据置期間中は0と記入してください。</li> <li>・うち期中延滞欄には、約定償還額が約定償還日に入金されずに延滞しているものについて、その該当者数と延滞約定償還額（＝当期発生延滞額）を記入してください。</li> <li>・期末延滞欄には、当該年度の期末（約定償還日）における貸付当初から累積している延滞について、その該当者数と延滞額（元本）を記入します。累積した延滞額を計上しますので当期発生分も含めて計上することに留意してください。</li> <li>・期中の受入代弁額欄には、当該年度の1年間（利子補給金の計算期間）に農協等が農業信用基金協会等の保証機関から受け入れた代弁額を記入してください。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産特別資金借入者で、延滞者、新規発生延滞者については、延滞理由、改善の見通し、償還見込みなどを把握して指導するように取り組んでください。</li> </ul>

## 6 事業実績報告書の作成と提出

項目	内 容										
内 容	<p>〔信農連等の事業実績報告書の作成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資実績については、融資機関から提出された貸付実行報告書により取り纏めて作成します。</li> <li>・利子補給実績については、融資機関から提出された利子補給金請求書、融資機関別利子補給金支払調書等により取り纏めて作成します。</li> </ul>										
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実績報告書（※）は大家畜と養豚を別葉に作成してください。</li> <li>・利子補給実績報告については、融資機関に対する支払業務に使用した出力帳票等（振込一覧等）を添付してください。</li> </ul>										
申請様式・ 申請方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">様 式</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">様式名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">別紙様式第11号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">畜産特別資金利子補給事業実績報告書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">郵送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">〃の別表－1</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和 年度畜産特別資金貸付実績報告書※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">〃の別表－2</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和 年度畜産特別資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)</td> </tr> </tbody> </table>	様 式	様式名	方法	別紙様式第11号	畜産特別資金利子補給事業実績報告書	郵送	〃の別表－1	令和 年度畜産特別資金貸付実績報告書※	〃の別表－2	令和 年度畜産特別資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)
様 式	様式名	方法									
別紙様式第11号	畜産特別資金利子補給事業実績報告書	郵送									
〃の別表－1	令和 年度畜産特別資金貸付実績報告書※										
〃の別表－2	令和 年度畜産特別資金利子補給金実績報告書 (融資機関への支払時の振込電算帳票等を添付)										
提出時期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に実施した融資及び利子補給の実績を翌年度の4月10日までに会長あて提出してください。</li> </ul>										

## 7 帳簿等の整備保管

項目	内 容
内 容	<p><b>[帳簿等の整備保管]</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・融資機関は、利子補給契約書、借入申込書、改善計画の承認・承認の取消に係る書面、貸付元帳、個人口座への振込・現金払を証する書面、利子補給金の請求及び受領に関する帳票類を利子補給事業の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。</li></ul>

## 8 利子補給業務に係る年間スケジュール【目安】

月	大家畜・養豚特別支援資金貸付実行	利子補給請求	
		応当日型	12月型
4		【2月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
5	【5月末日】 特別支援資金第1次貸付	【3月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
6	【5月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率等内訳書 提出 (末日まで)	【2、3月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
7	【5月貸付】 償還計画額等の通知	【5月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
8		【5月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
9			
10		【8月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
11	【11月末日】 特別支援資金第2次貸付	【8月約定分】 交付決定・利子補給金交付	
12	【11月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率等内訳書 提出 (末日まで)		
1	【11月貸付】 償還計画額等の通知	【11月約定分】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)	
2	【2月末日】 特別支援資金第3次貸付	【11月約定分】 交付決定・利子補給金交付 【12月約定分】利子補給金請求書、 償還状況報告書 提出 (末日まで)	【12月型】 利子補給金請求書 償還状況報告書 提出 (末日まで)
3	【2月貸付】 貸付実行報告書 上乗せ利子補給率等内訳書 提出 (末日まで)	【12月約定分】 交付決定・利子補給金交付	【12月型】 交付決定・利子補給金交付

注：1 線上償還、経営中止、融資機関変更・貸付対象者変更に係る変更はその都度提出してください。

2 特別支援資金の貸付を新規に行う融資機関の場合、利子補給契約の申込みを貸付実行前にする必要があります。

3 貸付があることを前提に提出期限を設定しています。また、請求期限を細分する必要が生じた場合、設定時に追加します。

## 利子補給金請求書の提出時期一覧表

《別紙》

資金名		大家畜経営活性化資金															
貸付年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
貸付年・月		平成6年2月		平成6年11月		平成7年11月		平成8年11月		平成9年11月		平成10年11月		平成11年11月		平成13年11月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	
請求書の提出期限	令和5年1月末										□			□		□	
	令和5年2月末									○		○		○			
	令和6年1月末									□		□		□		□	

資金名		大家畜経営改善支援資金																	
貸付年度		平成13年度				平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度			
		第1次		第2次												第1次		第2次	
貸付年・月	平成13年11月	平成14年2~3月		平成14年12月		平成15年12月		平成16年11月		平成17年11月		平成18年11月		平成19年11月		平成20年3月			
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	
請求書の提出期限	令和4年5月末				□												□		
	令和5年1月末				□	注2			□		□			□		□	注3		
	令和5年2月末	○			○			○		○		○		○		○			
	令和5年5月末				□												□		

(注) 1 灰色網掛け部分は新規貸付なし又は貸付残高なしの状況を示す。

2 約定償還日を11月に設定している県（長崎県）のみが該当する。

3 約定償還日を11月に設定している県（宮城県）のみが該当する。

資金名	大家畜特別支援資金（平成20～24年度年度）																					
貸付年度	平成20年度		平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度							
貸付年・月	平成20年12月		平成21年6月		平成21年11月		平成22年5月		平成22年11月		平成23年5月		平成23年11月		平成24年2月		平成24年5月		平成24年11月		平成25年3月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年4月末																□					
	令和4年5月末																				□	
	令和4年7月末			□				□				□					□					
	令和5年1月末		□			□							□					□				
	令和5年2月末	○		○		○			○		○		○		○		○		○		○	
	令和5年4月末															□						
	令和5年5月末																				□	

資金名	養豚特別支援資金（平成20～24年度）																					
貸付年度	平成20年度		平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度							
貸付年・月	平成20年12月		平成21年6月		平成21年11月		平成22年5月		平成22年11月		平成23年5月		平成23年11月		平成24年2月		平成24年5月		平成24年11月		平成25年3月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年7月末										□											
	令和5年1月末																	□				
	令和5年2月末		□															○				
	令和5年7月末																					

資金名		大家畜特別支援資金（新）（平成25～29年度）																			
貸付年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度			
貸付年・月		平成25年5月		平成25年11月		平成26年5月		平成26年11月		平成27年5月		平成27年11月		平成28年5月		平成28年11月		平成29年5月		平成29年11月	
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年7月末										□								□		
	令和5年1月末							□								□				□	
	令和5年2月末		○		○		○			○				○		○		○		○	
	令和5年7月末										□							□			

資金名		養豚特別支援資金（新）（平成25～29年度）																			
貸付年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度			
貸付年・月		平成25年5月		平成25年11月		平成26年5月		平成26年11月		平成27年5月		平成27年11月		平成28年5月		平成28年11月		平成29年5月		平成29年11月	
利子補給の型		12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年7月末																				
	令和5年1月末		□				□					□								□	
	令和5年2月末		○		○													○			
	令和5年7月末																				

資金名	改善緊急支援資金（1）（平成25～26年度）															
貸付年度	平成25年度								平成26年度							
貸付年・月	平成25年5月		平成25年8月		平成25年11月		平成26年2月		平成26年5月		平成26年8月		平成26年11月		平成27年2月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年4月末							□								
	令和4年7月末		□						□							
	令和4年10月末			□						□						
	令和5年1月末					□							□			
	令和5年2月末					○		○		○			○		○	
	令和5年4月末							□								□

資金名	改善緊急支援資金（2）（平成27年度）							
貸付年度	平成27年度							
貸付年・月	平成27年5月		平成27年8月		平成27年11月		平成28年2月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年4月末					□		
	令和4年7月末		□					
	令和4年10月末							
	令和5年1月末							
	令和5年2月末				○		○	
	令和5年4月末						□	

資金名		大家畜特別支援資金（改）（平成30～令和4年度）																			
貸付年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度											
貸付年・月		平成30年5月		平成30年11月		令和元年5月		令和元年11月		令和2年5月		令和2年11月		令和2年12月		令和3年1月		令和3年2月			
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型		
請求書の提出期限	令和4年7月末					□					□										
	令和5年1月末			□				□				□									
	令和5年2月末		○				○				○		○	□	○						
	令和5年3月末																				
	令和5年4月末																				
	令和5年7月末					□				□											

資金名		養豚特別支援資金（改）（平成30～令和4年度）																			
貸付年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度											
貸付年・月		平成30年5月		平成30年11月		令和元年5月		令和元年11月		令和2年5月		令和2年11月		令和2年12月		令和3年1月		令和3年2月			
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型	12月型	応当日型		
請求書の提出期限	令和4年7月末																				
	令和5年1月末							□				□									
	令和5年2月末																				
	令和5年3月末																				
	令和5年4月末																			□	
	令和5年7月末																				

資金名	大家畜特別支援資金（改）（平成30～令和4年度）			
貸付年度	令和3年度			
貸付年・月	令和3年5月		令和3年11月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年 7月末		<input type="checkbox"/>	
	令和5年 1月末			<input type="checkbox"/>
	令和5年 2月末		<input type="radio"/>	
	令和5年 3月末			
	令和5年 4月末			
	令和5年 7月末		<input type="checkbox"/>	
<hr/>				
資金名	養豚特別支援資金（改）（平成30～令和4年度）			
貸付年度	令和3年度			
貸付年・月	令和3年5月		令和3年11月	
利子補給の型	12月型	応当日型	12月型	応当日型
請求書の提出期限	令和4年 7月末			
	令和5年 1月末			
	令和5年 2月末			
	令和5年 3月末			
	令和5年 4月末			
	令和5年 7月末			

## 9 利子補給実務上のFAQ ～信農連等からの照会等より～

Q 1

大家畜特別支援資金借入者A（肉専繁殖）が死亡したことに伴い、弟のB（自己の肉用牛経営を営む）が経営を引き継ぎました。弟のBは連帯保証人であり、今回、主債務者になるものです。

この場合、利子補給の取扱いについて、利子補給を継続して受けられるのでしょうか。

(補足)

なお、Aの両親は他界しBのほかに兄弟はないことから、Bが資産（土地・建物）、負債を相続して肉用牛経営を引き継いで行うものです。

(A 1)

経営を引き継いで肉用牛経営を営んでいきますので、利子補給を継続して受けられます。

具体的な手続きについては、経営移譲等による貸付対象者氏名の変更により処理することから、別紙様式第7号の別添4「〇〇資金貸付対象者氏名の変更について」を提出してください。

なお、経営を引き継いで氏名変更する場合の貸付対象者コードは、移譲者の貸付対象者コードを引継ぎ使用することが原則となります。

Q 2

既往畜特資金を新たな畜特資金（特別支援資金）で借り換える場合、繰上償還による異動発生日、償還額はどのようにするのでしょうか。

(単位：千円)

貸付実行日	貸付実行額	期首貸付残高	約定日	備 考
H20. 12. 1	100,000	50,000	11. 29	R4. 11. 30 に借換
R4. 11. 30	80,000	-	11. 29	

注 1 H20. 12. 1 貸付の条件は 3 年据置後 20 回払、毎年約定償還額は 5,000 千円。

2 R4. 11. 30 の貸付実行額は本件以外の借換分も含む。

(A 2)

貸付実行等異動表の異動修正の発生期日

(1) 実際に旧畜特資金（H20. 12. 1 貸付実行分）の繰上償還は貸付実行日である

R4. 11. 30 ですが、利子補給金計算は約定償還日まで、また、新規貸付については貸付実行日からとなるため、当会に報告する貸付実行等異動表の異動修正の発生年月日は、R4. 11. 29 となります。

(2) また、異動修正欄の繰上償還額は 45,000 千円 [= (期首残高 50,000 千円) - (R4. 11. 29 約定償還額 5,000 千円)] となります。

Q 3

代弁履行がなされた場合の異動報告について説明してください。

(A 3)

代弁には、約定代弁と一括代弁と呼ばれる二通りがあります。

約定代弁は約定償還日が到来し、約定償還額の全部又は一部が延滞した場合に当該延滞分について履行されるものです。この場合には、翌年度以降の約定償還分についてはそのままです。

また、一括代弁は借入者に対する債権額全額を対象に繰上償還請求を行い、期限の利益を喪失させた上で、返済されなかった残債務全額について履行されるものです。

別紙様式第7号の別添1「資金貸付実行状況等異動表」は、別紙様式第4号の別添の償還計画額や利子補給額に異動が生じた場合に提出してもらうものです。したがって、約定代弁は、異動報告の対象にはなりません。畜産特別資金については、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして利子補給金を算出することとしているからです。

一括代弁の場合、期限の利益を喪失させますので、期限の利益喪失日が異動日となり、異動日時点の貸付残高（約定残高）が異動額となります。

Q 4

貸付実行報告書及び繰上償還、経営中止に伴う異動報告を提出した後に貴会から送付される「融資機関別償還計画額・利子補給額（異動修正）計算書」の保管・保存期間はどのように考えるのでしょうか。残高を突合しながら管理している場合、直近の計算書を保管していれば、それまでの計算書は保管しなくてもよいでしょうか。

(A 4)

畜産特別資金利子補給事業に係る書類の保管は、「要領」で規定されています。その具体的な取扱いは以下のとおりです。

「融資機関別償還計画額・利子補給額（異動修正）計算書」は整備保管すべき証拠書類ではありませんが、「利子補給金の請求及び受領に係る帳票類」の金額のもととなるものですので、最低限、直近の「融資機関別償還計画額・利子補給額（異動修正）計算書」を保管しておくことは必要です。

なお、貸付元帳は償還・利子補給金受領状況がわかるようにしておくことが肝要です。

また、直近ではない「融資機関別償還計画額・利子補給額（異動修正）計算書」を処分する際、個人情報が入ったものですので、処理は切断処分するなどに留意する必要があります。

**Q 5**

大家畜特別支援資金貸付先 A は、令和 4 年度の約定償還金の返済が困難な旨、償還期間の中間据置の設定が可能か融資機関に照会があった。その対応の有無はどのようになるのでしょうか。

**1 債権内容**

(単位：千円)

貸付実行日	貸付実行額	期首貸付残高	約定日	備 考
H23. 11. 30	50,000	37,500	11. 29	償還期限：R18. 11. 29 貸付区分：特認

**2 照会内容**

償還期間 25 年（うち据置期間 5 年）で借り入れたものを、償還 30 年に延長することの可否。

(A 5 )

要綱に定められた償還期間は 25 年（うち据置期間 5 年）以内となっているので、延長することはできません。

新たに、畜産特別資金の借り入れを検討することも対策の一つと考えます。

**Q 5 – 2**

償還期間に余裕がある場合は、償還緩和できるのでしょうか。

(例) 貸付区分：特認 儻還期間：25 年以内に対し、22 年を設定

(A 5 – 2 )

農業近代化資金と同様に対応できます。その場合、経営状況を確認し、経営改善計画（変更計画）を作成し、審査会での審査で計画可能と判断したものについて、県知事が承認する必要があります。

経営改善計画・利子補給額に直結することになりますので、新規の承認・貸付と同様に対応する必要があると考えてください。

Q 6

大家畜特別支援資金令和3年度第1次貸付にあたり、融資機関A傘下の貸付者Bに対する償還回数を誤って報告していたことが判明した。報告はどのようにすればよいか。

○ 債還回数

本会貸付実行報告 15年（据置2年）

融資機関償還計画表 14年（据置2年）

(A 6)

貸付実行修正の処理の概要は以下のとおりです。

(1) 融資機関A→信農連等→本会の書類の流れ

貸付実行修正報告を次のとおり提出してください（「畜産特別資金利子補給事業に係る利子補給金請求等の記載例」（平成27年度版）の記載例5を参考に作成してください。）。

〔融資機関〕

ア （様式第3号）畜産特別資金貸付実行状況報告書（修正報告）

イ （様式第3号の別表1）貸付対象者別貸付実行表

ウ （様式第3号の別表2）生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表

エ 返済計画表（融資機関の貸付実行時）

オ 貸付実行修正が判明した経緯、要因及び再発防止策を記した融資機関代表者から当会会長あての公文

〔信農連等〕

○ （様式第14号）「畜産特別資金貸付実行報告書（修正報告）の送付について」を提出してください。

(2) 本会→信農連等→融資機関の書類の流れ

当会は、(1)の報告により、貴会を通じ、修正した償還計画額・利子補給額計算書を送付するとともに、過払いとなった利子補給金相当額の返還請求を行います。

なお、返還日は、信農連等を通じて融資機関と調整のうえ、本会に報告してください。返還日の報告を受けて、本会より過払い分の利子補給金相当額の返還請求を行います。

また、利子補給金相当額の返還は、融資機関から本会に直接振り込むこととなることを融資機関にお知らせください。